

国立病院の機能強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の感染拡大は、国民の生命と生活に深刻な影響をもたらした。新型コロナに感染しても受け入れる病院・病床、スタッフの不足など医療体制が逼迫し、療養施設や自宅での待機を余儀なくされ、入院できぬまま亡くなる痛ましい事例も相次いだ。まさに医療崩壊の危機に直面するとともに、医療従事者の心身の疲弊も深刻化し、使命感だけで働き続けることは困難となりつつある。

これまで国立病院・国立高度専門医療研究センター（以下、国立病院）は、がん・救急医療等の地域医療、筋ジストロフィー・重症心身障害等の政策医療などと併せ、新興感染症や大規模災害等、国の危機管理に際して求められる医療などを提供し地域医療を守る役割を果たしてきており、奈良県下では奈良医療センター（奈良市）、やまと精神医療センター（大和郡山市）が、新型コロナ患者の受入れや政策医療を担ってきた。

全ての国民の生命と生活を守るためには、平時からの国立病院の機能強化が不可欠だが、国立病院の診療事業に対する国からの補助金（運営費交付金）は、現在全く支出されていない。そのため、採算の取れない結核病床等は大きく削減され、医師、看護師などの医療スタッフもぎりぎりの人数しか配置されておらず、新型コロナ対応でも看護師の応援体制や派遣が必要となった。このような状況では、患者・国民の生命がさらなる危険にさらされることも否めない。

医療崩壊を防ぎ、国民の生命を守るための危機管理は国の重要な責務である。新興・再興感染症の拡大や大規模災害等の緊急事態が発生した場合でも、国民と地域医療を守る万全な体制を取るため、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 コロナ等の感染症や大規模災害から国民の生命を守るため、国立病院の機能を強化すること。
 - ① 国の責任において、国立病院に新興・再興感染症対策に十分に対応できる専門病院を設置し、人工呼吸器やエクモ（人工心肺装置）等の医療機器の整備を進めること。
 - ② 大規模災害等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。
- 2 国立病院の機能強化を図るため、医師、看護師をはじめ、全ての職員を増員すること。
- 3 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月15日